

元立誠小学校跡地活用に係る基本協定書締結式について

- 1 日時 平成29年5月15日（月）午後2時10分から午後2時45分
- 2 場所 京都市役所 第一応接室
- 3 内容 元立誠小学校跡地活用に係る基本協定書を、京都市とヒューリック株式会社の間で締結する。
- 4 出席者 ヒューリック株式会社
吉留 学 代表取締役社長

※ 同席者（構成員）

株式会社竹中工務店 中原 淳 京都支店長
株式会社古瀬組 古瀬 雅章 代表取締役社長

京都市

門川 大作 京都市長

- 5 次第 (1) 出席者紹介、経過説明
(2) 基本協定書の締結
(3) 写真撮影
(4) 門川市長 あいさつ
(5) 吉留社長 あいさつ、中村執行役員 事業概要説明
(6) 質疑応答
- 6 資料 ・基本協定書の概要
・元立誠小学校跡地活用について
・元立誠小学校跡地を活用した事業提案について

お問合せ先

京都市：行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当

電話 075-222-4119

ヒューリック株式会社：広報・IR部

電話 03-5623-8102

基本協定書の概要

平成29年5月15日に締結する「元京都市立立誠小学校跡地におけるヒューリック発株式会社の事業に関する基本協定書」の概要は次のとおりです。

(前文)

池田屋跡など幕末維新の舞台となった数々の史跡や、角倉了以により開設され近代産業化の礎となった高瀬川など、日本を代表するあまたの歴史資産が残る立誠地域に立地する元京都市立立誠小学校は、明治の先人達が英知と努力を結集し、「まちづくりは人づくりから」との信念の下、未来の京都の輝かしいまちづくりを目指し、地域住民の寄付により創設した日本初の学区制小学校である「番組小学校」の一つとして、明治2年に開校した。

1200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続け、創造的な発展をし続ける世界でも稀有な歴史都市である京都は、文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる分野を融合する新たな価値を創造する日本の文化首都であり、地域住民が結束して学校を創設したという「番組小学校」の精神が今も息づく自治のまちでもある。

このような元京都市立立誠小学校や京都の特性を踏まえ、京都市（以下「甲」という。）とヒューリック株式会社（以下「乙」という。）は、乙が元京都市立立誠小学校の敷地（以下「跡地」という。）において展開する事業を通じて、世界に向けて日本の心を発信するとともに、京都ならではの価値を生かすまちづくりを地域と共に深化させるため、パートナーとして誠実に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

(第1条 趣旨)

本協定は、甲が実施する跡地の活用事業について、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲及び乙が相互に協力し、跡地における事業施設の設置運営を円滑に進めるため、一般定期借地権設定契約（以下「貸付契約」という。）の締結に向けて、必要な事項を定めるものとする。

(第2条 協定期間)

本協定の有効期間は、協定の締結の日から、貸付契約の締結の日までとする。

(第3条 信義誠実の原則)

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(第4条 事前協議会)

甲及び乙は、貸付契約の締結に必要な、具体的な活用計画や地域の自治活動等に配慮した対応、施設整備、運営方法などについて、立誠自治会連合会（以下「丙」という。）の意見を聴取するために事前に協議会（以下「事前協議会」という。）を開催する。なお、事前協議会は、公開しないものとする。

(第5条 その他の協議等)

甲及び乙は、事前協議会の協議事項のほか、貸付契約の内容を決定するため、貸付料の金額、支払時期、契約締結の方法などについて協議するものとする。

(第6条 貸付契約の相手方)

乙は、第4条の事項について甲及び丙と合意し、前条の事項について甲と合意したときは、合意した内容の履行を条件として甲の貸付契約の相手方となるものとする。

(第7条 合意の期限等)

前条の合意は、平成30年3月31日までにされなければならない。

一般的な条項である第8条から第12条は省略する。

(第8条 土地調査等)

(第9条 協定の解消)

(第10条 協定が解消された場合の費用負担)

(第11条 権利義務の譲渡等の禁止)

(第12条 定めのない事項)

元立誠小学校跡地活用について

1 基本協定書締結までの主な経過

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 平成 | 5年 | 3月 | 京都市立立誠小学校 閉校 |
| | 6年 | 8月 | 「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」を策定 |
| 23年 | 11月 | | 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定 |
| 24年 | 7月 | | 「学校跡地活用の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を策定し、民間等事業者の活力を生かした提案を広く募集 |
| 27年 | 11月 | | 立誠自治連合会から要望書受理 |
| 28年 | 3月 | | 元立誠小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定のためのプロポーザルの実施を決定 |
| 28年 | 9月 | | 「元立誠小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」の設置・開催（全5回） |
| 29年 | 3月 | | 契約候補事業者として、ヒューリック株式会社を選定 |

2 元立誠小学校跡地の概要（位置図は裏面を参照）

- 所在地 京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町310番2他
- 面積 4,933.12㎡（実測面積）
- 延床面積 3,975㎡（校舎（北・南），講堂）

3 ヒューリック株式会社による元立誠小学校跡地の活用

- 提案概要 文化が集まり、出会いが生まれ、多様なにぎわいが地域に広がる複合施設

- ・ 文化事業スペース（立誠ホール），図書館
- ・ 屋外オープンスペース（立誠ガーデン）
- ・ 宿泊施設（約200室），商業施設（京文化しん発見プラザ，立誠テラス）
- ・ 自治会活動スペース（立誠コミュニティスクエア）など

- 開業時期 平成32年度開業予定
- その他 ヒューリック株式会社と元立誠小学校跡地の活用に係る基本協定書締結後、京都市、同社及び地域住民の三者による事前協議会において、契約の内容に関し協議を行い、合意のうえ、貸付契約を締結する。

位置図

